

資 料

フランス法研究 1

フランスのオークション法制

—動産任意競売の規制に関する2000年7月10日の法律642号—

早稲田大学フランス法研究会*

（代表 中村絃一）

白 石 智 則

〔解 説〕

1 はじめに

2 前 史

3 競売法の立法過程

4 競売法の規制内容

5 おわりに

〔条文訳〕

〔対訳表〕

〔解 説〕

1 はじめに

フランス法における「競売（vente aux enchères）」は、「強制競売（vente forcée）」と「任意競売（vente volontaire）」とに区別される^①。強制競売と

* 早稲田大学フランス法研究会は、データベース作成を目的としてフランス法全般の最新動向を分析することを目的とする研究会であり、『フランス法律用語辞典』（三省堂、初版—1996年、第2版—2002年）を上梓したTermes juridiques研究会を母体とする。今号より連載を開始する「フランス法研究」は、その研究成果の一部を発表するものである。

（1）日本語の「競売」という言葉には複数の意味がある。この言葉は、広義では、「売主が多数の者に買受けの申出を行わせ、最高価額の申出をした者に売るという販売方法」を意味するが、法律用語としては、不動産等に対する強制

は、売主の意思に基づかない差押競売 (vente sur saisie) のことであり、裁判所の法廷において行われる「裁判上の競売 (vente judiciaire)」がこれに含まれる。これに対して、任意競売とは、所有者が自己の財物を完全に自発的に競売にかけることによって行われる競売のことであり、日常的に使われる「オークション」という日本語の語感に近い⁽²⁾。

フランスにおける動産競売は、これまで、強制競売および任意競売のいずれについても、裁判所補助吏 (officier ministériel) である競売吏 (commissaire-priseur) でなければ行うことができなかった。競売吏は、動産競売の独占権を持っていたわけである。今回新しく制定された「動産任意競売の規制に関する2000年7月10日の法律642号」⁽³⁾ (以下「競売法」とする) は、競売吏の権限を裁判上の競売のみに限定し、任意競売については、新しく設けられた動産任意競売評議会の認可を受ける動産任意競売会社に行わせるなどの新しい法制度を創設した。フランスではオークションが町の競売所で日常的に行われており、オークション制度を根本的に変革するこの法律がフランス人に与えるインパクトは大きいものと考えられる⁽⁴⁾。本稿では、この競売法の解説を中心に、

執行方法である強制競売 (民事執行法45条以下)、担保権の実行としての競売 (同法181条以下) および形式競売 (留置権による競売および民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売) (同法195条) の3種を含んだ狭義の意味で用いられている (法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』(有斐閣, 第2版, 2001年))。担保権の実行としての競売および形式競売のみを狭義の競売とするものもある (田中誠二編集代表『新法律学辞典』(有斐閣, 第3版, 1989) 341頁)。かつては、これら2種類の競売を「任意競売」と呼ぶ例が多かったが、現在では死語になりつつあるという (中野貞一郎『民事執行法』(青林書院, 第4版, 2000年) 6頁)。本稿では、《vente volontaire》を「任意競売」と訳すが、もちろん日本の「任意競売」とは異なる概念である。

- (2) Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique*, 7^e éd., puf, 1998, p. 872. このほか、「競りによる仲立 (courtage aux enchères)」を「競売」の定義に含める場合もある (François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, *Contrats civils et commerciaux*, 5^e éd., Dalloz, 2001, n° 98, p. 92)。
- (3) Loi n° 2000-642 du 10 juillet 2000 portant réglementation des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques (J. O. du 11 juillet 2000, p. 10474)。
- (4) フランスにおける競売の様子については、山下雅之=映子『バリエーション物語』(東京書籍, 1996年) 136頁以下, 大村敦史『フランスの社交と法』(有斐閣, 2002年) 68頁以下を参照。

オークションに関する現在のフランスの法制度を概観する。

なお、競売法は、2000年9月18日のオルドナンス912号による新商法典の編纂に伴い、その大部分が商法典L321-1条以下に移されている。本稿は競売法を紹介するものであるが、条文の翻訳・引用は原則としてこの商法典の条文によって行う（とくに指示がない場合、引用条文は商法典の条文である）。また、その後、競売法の適用デクレである「商法典L321-1条ないしL321-38条の適用および動産任意競売に関する2001年7月19日のデクレ650号」⁽⁵⁾（以下単に「デクレ」とする）、任意競売に関する権限を奪われた競売吏に対する補償を定めた「動産任意競売の規制に関する2000年7月10日の法律642号」に規定する補償の方法に関する2001年7月19日のデクレ652号⁽⁶⁾が制定されたほか、司法省により「動産任意競売評議会の内部規則に関する2001年10月11日の決定」⁽⁷⁾が出されている。

2 前 史

競売吏の独占権は、「動産競売士（*maître priseur vendeur de meubles*）」に動産の評価・競売に関する独占権を与えた1556年のアンリ2世の勅令まで遡るという⁽⁸⁾。その後、共和暦9年ヴァントーズ（風月）27日の法律が、80人の「動産競売吏（*commissaire-priseur vendeur de meubles*）」を創設して、パリにおける動産の評価・競売の業務をこれらの者に独占的に委ねた。1816年4月

(5) Décret n° 2001-650 du 19 juillet 2001 pris en application des articles L. 321-1 à L. 321-38 du code de commerce et relatif aux ventes volontaires de meubles aux enchères publiques (J. O. du 21 juillet 2001, p. 11760).

(6) Décret n° 2001-652 du 19 juillet 2001 relatif aux modalités de l'indemnisation prévue par la loi n° 2000-642 du 10 juillet 2000 portant réglementation des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques (J. O. du 21 juillet 2001, p. 11769).

(7) Décision du 11 octobre 2001 portant règlement intérieur du conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques (J. O. du 7 novembre 2001, p. 17661).

(8) Rapport de M. Luc Dejoie, au nom de la commission des lois, Sénat, n° 366 (1998-1999) ; Garance Mathias, Adjugé, voté ! Analyse de la réglementation des ventes aux enchères sur internet, *Petites affiches*, 18 octobre 2000, n° 208, p. 7.

28日の法律89条は、パリの競売吏と同様の権限を他の町の競売吏にも認め、この法律の施行令である1816年6月26日のオルドナンスが、現在もなお競売吏の身分についての基本法となっている。競売吏の身分については、その後、1945年11月2日のオルドナンス2593号、1945年12月19日のデクレ0120号、1973年6月19日のデクレ541号、1992年2月27日のデクレ195号⁽⁹⁾等によって補充・改正されたが、動産任意競売の独占権そのものに手が付けられることはなく、基本的には200年前の制度がそのまま維持されていた⁽¹⁰⁾。

しかし近年、この独占的な制度に対して多くの批判がなされるようになる。1992年、イギリス最大手のオークション会社であるSotheby's社は、競売市場への新規参入を阻むフランスの法規制が、「サービスの自由な提供 (libre prestation de services)」を定めるヨーロッパ共同体設立条約 (ローマ条約) 59条 (現在の49条) に違反するとして、ヨーロッパ委員会に申立てを行った。その結果、1995年3月10日にフランスに対する義務不履行確認手続 (procédure en constatation de manquement) が開始され、1998年8月10日にフランスの規制が59条と矛盾するという理由の付された意見 (avis motivé) が出された⁽¹¹⁾。

また、この1990年代には、国際芸術市場におけるフランスの地位が過度の法規制によって低下したことを問題とする報告書が国内で相次いで提出された。これらの報告書はいずれも、20世紀前半までフランスが有していた国際芸術市場での優越的地位を回復するための手段の1つとして、動産任意競売と競売吏に関する法制度を改革する必要性を訴えていた⁽¹²⁾。

3 競売法の立法過程

以上のような国内外からの批判を受けて、動産任意競売制度を改革する「動産任意競売の規制に関する政府提出法律案」が、破毀院裁判官Jean Léonnetの

(9) 1992年のデクレによって、競売吏の管轄権は、事務所の置かれた県内からフランス全土 (アルザス地方などの一部の県を除く) に拡大された。

(10) Jean Vincent et al., *Institutions judiciaires*, 5^e éd., Dalloz, 1999, n° 765, p. 709. 競売吏については、このほか、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣, 1995年) 422頁以下を参照。

(11) Rapport Dejoie, *op. cit.* (note 8), Annexe 3.

(12) Jean-Christophe Honlet et Olivier de Baecque, La réforme des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques (à propos de la loi n° 2000-642 du 10 juillet 2000), *D.* 2001, n° 2, p. 141.

主宰する委員会によって作成された。しかし、この法律案は、1997年4月に国民議会に提出されたものの、その後すぐに行われた国民議会の解散によって廃案となった⁽¹³⁾。

それから1年後の1998年7月23日に元老院に提出された第2の法律案⁽¹⁴⁾は、1999年6月10日に元老院（第1読会）⁽¹⁵⁾、1999年12月22日に国民議会（第1読会）⁽¹⁶⁾、2000年2月23日に元老院（第2読解）⁽¹⁷⁾、2000年4月4日に国民議会（第2読会）⁽¹⁸⁾によってそれぞれ修正のうえで可決された。第2読解を終了しても両院の意見が一致しなかったため、両院合同同数委員会（commission mixte paritaire）（第5共和国憲法典45条2項）が開かれた。そこで修正された法律案⁽¹⁹⁾を、2000年5月23日に国民議会、2000年6月27日に元老院が採択し、2000年7月10日になってようやく競売法が公布された。最初に法律案が提出されてから実に3年目のことである。

法律の制定がここまで遅れた原因は、「インターネット競売（vente aux enchères sur Internet）」に関して両院の意見が対立したことにあった。

-
- (13) この解散の後に行われた総選挙で保守派連合が予想外の敗北を喫し、同年6月1日、共和国連合（保守派）のジュベ内閣から社会党のジョスバン内閣へと政権が交代した。これにより、共和国連合のシラク大統領との保革共存（第3次コアピタシオン）が始まった。
 - (14) Projet de loi, Sénat, n° 555 (1997-1998).
 - (15) Projet de loi, adopté par le Sénat, Texte adopté n° 152 (1998-1999). この法文の採択に先立ち、Dejoie報告書（Rapport Dejoie, *op. cit.* (note 8)）が提出された。
 - (16) Projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, Texte adopté n° 421 (11^e législature). この法文の採択に先立ち、Feidt報告書（Rapport de Mme Nicole Feidt, au nom de la commission des lois, Assemblée nationale, n° 2026 (11^e législature)）が提出された。
 - (17) Projet de loi, adopté par le Sénat, Texte adopté n° 92 (1999-2000). この法文の採択に先立ち、Dejoie報告書（Rapport de M. Luc Dejoie, au nom de la commission des lois, Sénat, n° 211 (1999-2000)）が提出された。
 - (18) Projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, Texte adopté n° 484 (11^e législature). この法文の採択に先立ち、Feidt報告書（Rapport de Mme Nicole Feidt, au nom de la commission des lois, Assemblée nationale, n° 2301 (11^e législature)）が提出された。
 - (19) Rapport de Mme Nicole Feidt et M. Luc Dejoie, au nom de la commission mixte paritaire, Assemblée nationale, n° 2398 (11^e législature), Sénat, n° 344 (1999-2000), pp. 21 et suiv.

インターネット競売について、当初の政府提出法律案には何らの規定も設けられていなかったが、元老院は、「電気通信手段により隔地者間で行われる動産任意競売は、本法の規定に服する」(法案2条の2)という条文を新たに設けることを提案した。これに対し国民議会は、インターネット競売については電子商取引に関する一般法を制定してそこで規制するべきであるとして、その条文を削除した。しかし、元老院は第2読会において同一の条文を設ける修正案を再度可決したため、国民議会は第2読会において折衷的な修正案を可決した。それは、インターネット競売も法律の対象となることを規定する一方で、法律の対象となる競売から、インターネット上での競りによる仲立行為(*opération de courtage aux enchères*)を除外する規定をおくという提案である。両院合同同数委員会によって提案され、最終的に両院で可決された現在の条文(L321-3条)も、この国民議会在が可決した修正案をもとにしている。

4 競売法の規制内容

競売法の目的は、「任意競売の分野を現代化して、次第に競争的になることが求められる市場により適合した業務構造をフランスの専門家に与えること」により、「とくにヨーロッパ共同体内部における自由なサービスの提供に関するローマ条約の要請に答える」とともに、「国際芸術市場におけるフランスの地位を高める」ことにある⁽²⁰⁾。

このために、競売法は動産の任意競売に関する規定を整備して、商社会社形態の会社が動産の任意競売を組織・実行することができるようにした。しかし、競りを商取引の通常の方法とすることを一般的に禁止する規定(1841年6月25日の法律1条1項(L320-1条))は依然として残されたままである。

(1) 競売吏の独占権の剥奪

競売法は、まず、動産の競売一般を組織・実行する権利を競売吏に独占的に付与していた規定(共和暦9年ヴァントーズ27日の法律および1816年4月28日の法律89条)を削除し(競売法29条1項)、動産任意競売会社が動産の任意競売を組織・実行することを認めた(L321-2条1項)。公証人(*notaire*)および執行吏(*huissier de justice*)も、付随的な業務として行うのであれば、動

(20) Exposé des motifs, Projet de loi, *op. cit.* (note 14).

産の任意競売を組織・実行することが認められている（同条2項）。

他方、競売吏は、その名称が「裁判競売吏（*commissaire-priseur judiciaire*）」となり、「動産の裁判上の競売の組織および実行、ならびに、財産目録の作成およびそのための価格評価」についての独占権を有する裁判所補助吏となった（競売法29条1項）。裁判競売吏は、動産任意競売会社の内部で行う場合（同法同条2項）を除いて、動産の任意競売を組織・実行することができない。ただし、経過措置として、競売法の審署の日から起算して2年間は、裁判競売吏も動産任意競売会社と競合して動産の任意競売を組織・実行することができるものとされている（同法53条）。

（2）規制対象

競売法は、原則として、「動産（*meuble*）」の任意「競売（*vente aux enchères publiques*）」を規制対象とするものであり、この「動産」と「競売」に関して規定を置いている。また、例外的に、動産の任意競売以外にも規制対象となる場合を規定している。

a 動産

競売法の規制対象となる「動産」は、「古物（*bien d'occasion*）」、または、商人でも手工業者でもない売主が直接生産した新しい財物」（L321-1条1項）である「性質上の動産（*meuble par nature*）」⁽²¹⁾（同条2項）でなければならない。古物については定義規定が置かれており、「有償または無償のあらゆる行為の結果、生産または流通のある段階において、ある者が自らの用に供するために占有するに至った財物」（同条3項）⁽²²⁾がこれにあたる。「自らの用に供するため」という文言は、再び競売にかけるためだけにある者が占有するに至った財物を古物としないために加えられた⁽²³⁾。このような財物は、競売が禁止される「新しい財物」に類似するからである。ただし、新しい財物であっても、「商人でも手工業者でもない売主が直接生産した」ものであれば、その競

(21) 性質上の動産とは、「ある場所から他の場所に移動することのある動物または物体」のことであり、「それ自体により移動することができる」ものであっても、「外的な力によらなければ場所を変えることのできない」ものであってもよい（民法典528条）。有体財産（*bien corporel*）のことである。

(22) この定義は、競売に関する1841年6月25日の法律1条4項の規定を多少修正したものである。

(23) *Rapport Dejoie, op. cit.* (note 8).

売が認められる。競売法の提案理由によれば、この規定は、「作られた場所から移動していない馬、ワインまたは芸術作品の競売を認めるため」⁽²⁴⁾の例外規定であるという。

b 競 売

「財物の所有者の受任者として行動することによって、財物を電気通信手段による隔地者間の公開の競りに提供し、最高額を提示した競り人(enchérisseur)に財物を落札させる行為」は、競売法における「競売」となる(L321-3条1項)⁽²⁵⁾。この規定は、競売を直接定義するものではないが、インターネット競売も通常の競売と同様に扱われることを明示するものであるから、この規定からインターネット競売に固有の部分を除いた「財物の所有者の受任者として行動することによって、財物を公開の競りに提供し、最高額を提示した競り人に財物を落札させる行為」という部分が、競売の定義であると考えられている⁽²⁶⁾。この定義によれば、第1に、財物の所有者による「売買の委任」の存在、第2に、すべての人が利用できるという意味での競りの「公開(public)」⁽²⁷⁾、第3に、最高額を提示した競り人に財物の所有権を移転する行為である「落札(adjudication)」の存在が、競売の要件となる⁽²⁷⁾。

これに対し、「インターネット上での競りによる仲立行為(opération de courtage sur Internet)」は、競売法における「競売」ではない(L321-3条2項)。仲立(courtage)とは、「仲立人(courtier)と呼ばれる者が、契約の締結を望む2当事者を結びつけることを内容とする契約」⁽²⁸⁾であり、そこには売買の委任も落札も存在しない。したがって、前述の競売の定義によれば、仲立は、インターネット上のものであろうとなかろうと競売にあたらないのであるから、この規定は注意規定ということになる。実際、いわゆる「インターネッ

(24) Exposé des motifs, Projet de loi, *op. cit.* (note 14).

(25) 前述したように、この規定は、国民議会が第2読会において元老院の提案を一部受け入れた結果として生まれたものである。ただし、国民議会が第2読会において可決した法律案は、「所有者の受任者として行動することによって、財物を、電気通信手段による隔地者間のものをも含めた公開の競りに提供し、最高額を提示した競り人に財物を落札させる行為は、本法の意味における競売を構成する」として、競売を正面から定義している。

(26) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 144.

(27) *Ibid.*

(28) 中村紘一＝新倉修＝今関源成監訳『フランス法律用語辞典』(三省堂、第2版、2002年)97頁。

ト競売」の多くは、サイト運営者が受任者となることもなく、競りの終了後も売主および最高額を提示した「買主」には売買契約を締結するか否かの自由が残されているのであるから、いわゆる「落札」によって所有権が移転することもない。この行為は、売主を潜在的な買主と結びつける「インターネット上での競りによる仲立行為」にあたるものである⁽²⁹⁾。インターネット競売に対する規制に反対した国民議会は、インターネット競売も規制対象にすべきであるという元老院の提案を形の上で受け入れながらも、競売を厳格に定義して「真の競売」と「競りによる仲立行為」を区分することにより、事実上、いわゆる「インターネット競売」を規制対象からはずしたのである。

なお、この競売の定義との関係では、競売法の制定直前に下された有名な判決（2000年5月22日のパリ大審裁判所判決）⁽³⁰⁾が存在する。事件は、競売吏の職業団体である競売吏全国会議所（Chambre nationale des commissaires-priseurs）が、競売吏の独占権に抵触するとしてアメリカのNart社を訴えたものである。Nart社は、アメリカのウェブサイト上で競売を組織し、フランスのインターネット利用者がNart社のフランスの子会社を通じてフランスにある動産をインターネット競売にかけることができるようにしていた。判決は、原告の請求を認め、Nart社に対し、フランスでの競売の禁止を命じた。本件では、Nart社の行為が「競売」にあたるか否か判断するに当たって競りの公開性が問題となったが、あらゆる者がウェブサイトアクセスすることができることを理由にそれが認められた。

c その他の規制対象

「電気通信手段により隔地者間で行われる文化財（bien culturel）を対象とする競りによる仲立行為」には、一部の規定を除いて、競売法の規定が適用される（L321-3条3項）。仲立行為であるにもかかわらず規制対象とされる唯一の例外である。芸術品・古文書に対する国の先買権（droit de préemption）（1921年12月31日の法律37条、デクレ61条ないし65条）を有効に行使するための措置であると考えられる。しかし、この規定については、インターネット上での競りによる仲立行為において、サイト運営者はインターネット利用者によって競りにかけられる財物を事前にチェックすることができず、文化財が競り

(29) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 145 ; Mathias, *op. cit.* (note 8), pp. 7 et 8. この点は、日本においても同様である（その例として、「Yahoo! オークションガイド」(<http://auctions.yahoo.co.jp/html/guidelines.html>) を参照)。

(30) Trib. gr. inst. Paris 22 mai 2000.

にかけられる可能性を否定することができないのであるから、結局はインターネット上での競りによる仲立行為もすべて競売法の規制対象となってしまうのではないかという問題点が指摘されている⁽³¹⁾。そのほかにも、文化財という概念の曖昧さ、落札を前提としている規定（例えば、L321-14条）との整合性など、本条の問題点は多い。

(3) 動産任意競売会社

動産任意競売会社（société de ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）は、動産の評価、動産の任意競売の組織・実行を目的とする商事会社である（L321-4条1項）。動産任意競売会社は、最初にその業務を行う前に、動産任意競売評議会の認可を受けなければならない（L321-5条1項、認可手続についてはデクレ1条ないし8条）。

競売法は、とくに顧客（売主および落札人）の取引の安全を確保するため、動産任意競売会社に対して数多くの義務を課している。具体的には、会計監査役・予備の会計監査役を選任する義務（L321-6条1項）、顧客のための口座を保有する義務（同条2項1号）、専門家責任を負担する保険に加入する義務（同条同項2号）、資金の受取りを担保する保険に加入し、または、保証を得る義務（同条同項3号、デクレ9条ないし15条）、動産任意競売評議会に対する競売開催場所についての情報提供義務（L321-7条、デクレ26条）、1名以上の資格保持者を会社指揮者・社員・従業員に加える義務（L321-8条、資格についてはデクレ16条ないし25条）、記録簿の作成義務（L321-9条）、登録簿等の備置義務（L321-10条）、競売の公示義務（L321-11条1項、デクレ27条）などである。

また、競売法により、動産任意競売会社または売主は、競売を行うにあたって、いくつかの特殊な制度を利用することができるようになった。それは、第1に、随意売却（vente de gré à gré）である。売主は、競りから15日以内に、動産任意競売会社を介して、落札されないことが宣言された財物を随意に、す

(31) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 145. そのため、インターネット競売サイトの運営者が、インターネット利用者に対して明示的にサイト上で文化財を競りにかけることを禁止し、かつ、その運営者が禁止事項の調査および違反する財物の競りの取消しを適切かつ誠実に行ったことを示せば、L321-3条3項の適用をまぬかれるとする解釈が提示されている（Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 145）。

なわち合意によって売却することができる。その際の価格は、最後の競り値、または、競りが行われなかった場合には付けられた価格を下回ってはならない（L321-9条3項）。第2に、制限価格（prix de réserve）である。売主が制限価格を決定すると、動産任意競売会社は制限価格を下回る額で財物を売ることができなくなる。財物の評価がなされた場合には、公表されている最低評価額を上回る額を制限価格とすることができない（L321-11条2項）。第3に、最低落札価格の担保である。動産任意競売会社は、売主に対して、財物の最低落札価格を担保することができる。制限価格の制度と同じく、財物の評価がなされた場合には、公表されている最低評価額を上回る額を最低落札価格とすることができない（L321-12条）。第4に、売主に対する落札価格の前払いである（L321-13条）。これらはいずれも、外国、とくに英米の競売所の実務から生まれ、フランスにおいても秘密裏に行われていた販売方法であるという⁽³²⁾。

（4）動産任意競売評議会

動産任意競売評議会（Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques）は、競売法によって新たに創設された評議会であり、①動産任意競売会社・鑑定人の認可、②ヨーロッパ共同体・ヨーロッパ経済圏加盟国の帰属民がフランスで任意競売事業を行うためにする届出の受理、③動産任意競売会社等の違反行為に対する制裁を任務とする（L321-18条2項）。そのほか、裁判競売史全国会議所と共同して、競売指揮者の職業教育も行うものとされる（L321-19条）。

動産任意競売評議会は法人である（L321-18条1項）。しかし、その法的性質は明らかではない。動産の任意競売の規律という公的な任務を与えられ、公権力の特権を享受する一方で、その活動資金は動産任意競売会社・認可鑑定人の分担金によって賄われ（L231-21条6項）、その決定に対する異議申立ては司法裁判所に属する（L321-23条、デクレ40条ないし43条）。そのため、この評議会は、公法的な組織でありながら私法的な性質を有する独自の混合組織であると考えられている⁽³³⁾。

(32) Exposé des motifs, Projet de loi, *op. cit.* (note 14).

(33) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), pp. 143 et 144.

(5) 動産任意競売評議会認可鑑定人

動産任意競売評議会認可鑑定人 (*expert agréé par le Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques*) は、競売法によって創設された新たな職業である。認可鑑定人は、動産任意競売会社、執行吏、公証人および裁判競売吏が「利用することができる」鑑定人であって (L321-29条1項)、これらの者にその選任が義務付けられているわけではない。実務上、認可鑑定人は、その高い権威によって上質の顧客を呼び寄せるために利用されるようである⁽³⁴⁾。

認可鑑定人は、その名が示すとおり動産任意競売評議会の認可を受け (L321-29条1項、認可手続についてはデクレ56条ないし59条)、同評議会が作成するリストに登録されなければならない (L321-29条2項)。また、認可鑑定人は原則として1つの専門分野 (*spécialité*) に登録される (L321-30条1項、デクレ55条)。認可鑑定人は、職業上の責任を担保する保険に加入する義務を負い (L321-31条1項)、業務に属する事柄について動産任意競売会社等との連帯責任を負う (同条2項)。

5 おわりに

フランスの競売法は、動産の任意競売に関する競売吏の独占権を奪うという200年ぶりの制度改革を実現させた。しかし、競売という販売方法の利用は依然として厳格に制限されており、「ある規制の後を他の規制が継いだ」⁽³⁵⁾ものによすぎない競売法に対する批判の声は大きい。

しかし、競売を完全に契約の自由に委ねることもできない。競売という特殊な販売方法は、「商取引および国内の経済的公序に対して直接的な影響を与える」ものであるから、「取引の透明性および安全性を担保する法的枠組に従わせなければならない」⁽³⁶⁾。競売においては、価格が偶然の要素によって左右されやすく、商品知識のない一般消費者が害される可能性が高い。また、競売組

(34) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 143.

(35) Honlet et De Baecque, *op. cit.* (note 12), p. 141.

(36) この文章は、競売法法案の提案理由の中で、競りを商取引の通常の方法とすることを禁止する1841年6月25日の法律1条1項の立法趣旨を説明したものである (*Exposé des motifs, Projet de loi, op. cit.* (note 14))。

織者・売主が、空競りなどの手段を通じて価格を不当に吊り上げることも容易である。競売という販売方法に内在するこのような危険性が、競売に対する規制を正当化するのである。

他方、日本では、古物営業法の一部を改正する法律が2002年11月27日に公布されたばかりである（法律115号）。この改正法は、盗品の摘発等を主要な目的として、インターネット競売運営業者を「古物競りあっせん業者」と定義し（古物営業法2条2項3号）、この業者に公安委員会への届出義務等を課している（同法10条の2）⁽³⁷⁾。規制の目的、いわゆる「インターネット競売」の取扱いなど、フランス法の規制とは実に対照的である。

(37) この改正法は、過度の規制であるとして業界から激しく批判された（日本経済新聞2002年3月14日朝刊11面）。

〔条文訳〕

商法典（第3編 販売方法および排他条項）

第2章 競 売

L320-1条（1841年6月25日の法律1条）

いかなる者も、競りを商取引の通常の方法とすることはできない。

L320-2条（1841年6月25日の法律2条）

法律が命じる競売もしくは司法機関によって行われる競売、死亡、裁判上の清算もしくは取引停止の後の競売、または、商事裁判所の評価に服するその他の必要な場合における競売は、L320-1条に規定する禁止から除外される。

小規模な小間物商の名のもとで商取引に供される食料品およびほとんど価値のない物品の競売は、前項と同様に禁止から除外される。

第1節 動産の任意競売

第1款 一般規定

L321-1条（2000年7月10日の法律642号1条）

動産の任意競売は、古物、または、商人でも手工業者でもない売主が直接生産した新しい財物でなければ対象とすることができない。これらの財物は、単体または集合体により売却される。

本節における動産とは、性質上の動産である。

古物とは、有償または無償のあらゆる行為の結果、生産または流通のある段階において、ある者が自らの用に供するために占有するに至った財物である。

L321-2条（2000年7月10日の法律642号2条）

動産の任意競売は、L321-36条に規定する場合を除き、第2編が規律する商事会社形態の会社によって組織され、実行される。この会社の業務は、本節の規定によって規制される。

動産の任意競売は、同様に、公証人および執行吏によって付随的に組織され、実行される。この業務は、公証人および執行吏に適用される規則に従い、かつ、その職務の範囲内において行われる。公証人および執行吏は、財物の所有者からでなければ委任を受けることができない。

L321-3 条（2000年7月10日の法律642号3条）

財物の所有者の受任者として行動することによって、財物を電気通信手段による隔地者間の公開の競りに提供し、最高額を提示した競り人に財物を落札させる行為は、本節の意味における競売を構成する。

落札および当事者間での財物の売買契約の締結において第三者の関与がないことを特徴とする電気通信手段により隔地者間で行われる競りによる仲立行為は、競売を構成しない。

電気通信手段により隔地者間で行われる文化財を対象とする競りによる仲立行為は、同様に、L321-7条およびL321-16条を除いて本節の規定に服する。

第1目 動産任意競売会社**L321-4 条**（2000年7月10日の法律642号4条）

動産任意競売会社の目的は、本節に定める条件に従った、動産の評価、ならびに、動産の任意競売の組織および実行に限定される。

動産任意競売会社は、財物の所有者の受任者として行動する。動産任意競売会社は、競売にかけられた動産を自らの計算で直接または間接に売買する権限を有しない。この禁止は、同様に、動産任意競売会社の会社指揮者、社員および従業員に適用される。ただし、これらの者は、例外的に、その旨の記載を公示することを条件として、動産任意競売会社を介して自らが有する財物を競売にかけることができる。

L321-5 条（2000年7月10日の法律642号5条）

動産任意競売会社は、L321-18条に従って設けられる動産任意競売評議会の認可を受けた後でなければ、その業務を行うことができない。

動産任意競売会社は、その組織、その技術的および財務的能力、その会社指揮者の信頼性および経験、ならびに、その顧客のために取引の安全を確保することに適した措置に関して、十分な担保を提供しなければならない。

L321-6 条（2000年7月10日の法律642号6条）

動産任意競売会社は、その形態がいかなるものであっても、会計監査役1名および予備の会計監査役1名を選任しなければならない。

動産任意競売会社は、以下のことを証明しなければならない。

- 1° 信用機関に、第三者の計算により保有する資金のみを受領することを目的とする口座が存在すること
- 2° 専門家責任を負担する保険に加入していること
- 3° 1号に定める資金の受取りを担保する保険に加入し、または、保証を得ていること

L321-7 条（2000年7月10日の法律642号7条）

動産任意競売会社は、動産任意競売評議会に対して、競売にかけられる動産の陳列お

よび競売行為が通常行われる場所についてのすべての有益な情報を提供しなければならない。動産任意競売会社は、陳列および競売が他の場所において、または、電気通信手段により隔地者間で行われる場合には、事前にその旨を動産任意競売評議会に通知する。

L321-8条（2000年7月10日の法律642号8条）

動産任意競売会社は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件に従って、その会社指揮者、社員または従業員の中に、競売を指揮するために必要な資格（qualification）を有する者、または、これに相当すると認められる肩書（titre）、免状（diplôme）または資格（habilitation）の保有者を少なくとも1名入れなければならない。

L321-9条（2000年7月10日の法律642号9条）

L321-8条に定める者のみが、競売を指揮する権限、最後の競り人を落札人として指名し、または、財物が落札されないことを宣言する権限、および、その競売の記録簿（procès-verbal）を作成する権限を有する。

記録簿は、競売終了後満1日以内に作成される。記録簿には、落札人によって告げられた新たな所有者の氏名および住所、売主の身元、目的物の名称、ならびに、公開で決定された目的物の価格が記載される。

売主は、競売から起算して15日以内に、動産任意競売会社を介して、競りの結果、落札されないことが宣言された財物を随意に売却することができる。この取引については、いかなる陳列または広告も行われない。この取引は、財物を競売から引き上げる前に付けられた最後の競り値、または、競りが行われなかった場合には付けられた額を下回る価格で行われてはならない。最後の競り人は、その者が明らかである場合には事前に通知を受ける。この取引は、競売の記録簿に添付される書類に記載される。

L321-10条（2000年7月10日の法律642号10条）

動産任意競売会社は、刑法典L321-7条〔古物商等の記帳義務違反〕およびL321-8条〔古物商等の虚偽記載・提出拒否〕の適用による登録簿（registre）、および、動産任意競売会社とその記録簿を登載する総覧（répertoire）を日々備え置く。

L321-11条（2000年7月10日の法律642号11条）

動産の任意競売は、それぞれ、あらゆる適切な形態による公示の対象となる。

制限価格は、それを下回る価格で財物を売却することができない最低価格であり、売主によって決定される。制限価格は、財物の評価がなされた場合、公示され、または、売却を行う者によって公に発表されて記録簿に記載されている最も低い評価を上回る額に決定することはできない。

L321-12条（2000年7月10日の法律642号12条）

動産任意競売会社は、売主に対して、財物が落札される場合に支払われる、競売にかけられる財物の最低落札価格を担保することができる。最低落札価格は、財物の評価が

なされた場合には、L321-11条に定める評価を上回る額に決定することはできない。

前項の権限は、保険機関または信用機関と、動産任意競売会社が債務不履行となる場合において、競売の際に担保価格の金額に達しなかったときには担保金額と落札価格との差額をこれらの機関が償還する義務を負うという文言の契約を締結した動産任意競売会社に対してのみ与えられる。

L321-13条（2000年7月10日の法律642号13条）

動産任意競売会社は、売主に対して、競売にかけられる財物の落札価格の前払いに同意することができる。

L321-14条（2000年7月10日の法律642号14条）

動産任意競売会社は、買主および売主に対して、代金の受取りおよび会社が競売を行った財物の引渡しについての責任を負う。動産任意競売会社の責任を排斥または制限することを目的とする条項はすべて、書かれていないものとみなされる。

落札された財物は、動産任意競売会社はその代金を受け取った場合、または、取得者による代金の支払いについての何らかの担保が会社に提供された場合でなければ、これを買主に引き渡すことができない。

落札人による代金の支払いがなく、催告を行ってもなお効果のない場合には、売主の請求により、債務不履行の落札人により空競りされた財物を再度競売にかけることができる。落札から起算して1ヶ月以内に売主がこの請求を行わない場合には、売買は法律上当然に解除される。ただし、債務不履行の落札人が支払うべき損害賠償の請求を妨げない。

動産任意競売会社が売主の計算で保有する資金は、競売から起算して2ヶ月以内に、売主に支払われなければならない。

L321-15条（2000年7月10日の法律642号15条）

Ⅰ. 以下の場合において、1または数回の動産の任意競売を行うこと、または、行わせることは、2年以下の拘禁または250万フラン以下の罰金に処せられる。

- 1° その会社が認可の名義人ではない場合であれ、その認可が一時的または確定的に停止され、または、取り消された場合であれ、競売を組織する会社がL321-5条に規定する認可を得ていない場合
- 2° 競売を組織するヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民が、L321-24条に規定する届出を行わなかった場合
- 3° 競売を指揮する者が、L321-8条に規定する条件を満たしていない場合、または、かかる競売の一時的または確定的な禁止を受けている場合

Ⅱ. 本条の規定に違反する行為のうちの1つを犯した自然人は、同様に、追加的に以下の刑罰に処せられる。

- 1° 5年以下の期間について、公務に従事すること、または、その遂行に当たりもしくはその遂行の際に違法行為が行われた職業もしくは会社による業務を遂行するこ

との禁止

2° 刑法典L131-35条〔判決の掲示・公告〕に規定する条件に従った、言い渡された有罪判決の掲示または公告

3° 違法行為者が不正に受け取った金銭または物品の没収。ただし、原状回復の対象となる物品についてはこの限りではない。

Ⅲ. 法人は、刑法典L121-2条〔法人の刑事責任〕に規定する条件に従って、本条に定める違法行為について刑事上責任を負うことを宣告されうる。法人に科せられる刑罰は、以下のものである。

1° 刑法典L131-38条に規定する方法に従った罰金

2° 5年以下の期間についての、刑法典L131-39条1号〔解散〕、2号〔職業活動・社会活動の禁止〕、3号〔司法監視〕、4号〔事務所の閉鎖〕、8号〔没収〕および9号〔判決の掲示・公告〕に定める刑罰。同条2号に定める禁止は、その遂行に当たり、または、その遂行の際に違法行為が行われた業務を対象とする。

L321-16条（2000年7月10日の法律642号17条）

L720-5条〔大規模小売店舗規制〕の規定は、L321-2条に定める会社によって使用される場所には適用されない。

L321-17条（2000年7月10日の法律642号30条）

動産任意競売会社、ならびに、裁判上の競売および任意競売を行う権限を有する公署官または裁判所補助吏は、これらの競売に適用される規則に従って、動産の競売の間または動産の競売の際に責任を負う。

前項の責任を排斥または制限することを目的とする条項は禁止され、かつ、書かれていないものとみなされる。

価格評価、ならびに、動産の任意競売および裁判上の競売の際に発生した民事責任追及訴権は、その落札または価格評価から起算して10年で時効によって消滅する。

第2目 動産任意競売評議会

L321-18条（2000年7月10日の法律642号18条）

法人格を有する動産任意競売評議会が設立される。

動産任意競売評議会は、以下のことを任務とする。

1° 動産任意競売会社および第3款に定める鑑定人を認可すること

2° 第2款に規定する国の帰属民による届出を受理すること

3° L321-22条に規定する条件に従って、動産任意競売会社、認可鑑定人、および、動産の任意競売の業務をフランスで一時的に行うヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民に適用される、法令および職業上の義務に違反する行為を制裁すること

会社もしくは鑑定人の認可、または、第2款に規定する国の帰属民による届出の受理を拒絶または撤回する動産任意競売評議会の決定には、理由が付されていなければなら

ない。

L321-19条（2000年7月10日の法律642号19条）

動産任意競売評議会および裁判競売吏全国会議所は、共同で、競売を指揮するために必要とされる資格を取得するための職業教育を組織する。

L321-20条（2000年7月10日の法律642号20条）

動産任意競売評議会は、裁判競売吏全国会議所、裁判競売吏地方会議所および執行吏・公証人県会議所に対して、これらの会議所の管轄内でなされた、評議会に知らされた行為であって、動産の任意競売の規制を侵害する可能性がある行為を通知する。

執行吏・公証人県会議所、裁判競売吏全国会議所および裁判競売吏地方会議所は、動産任意競売評議会に対して同一の情報提供を行う。

L321-21条（2000年7月10日の法律642号21条）

動産任意競売評議会は、司法大臣により任期4年で任命される、以下の11名の委員からなる。

1° 有資格者6名

2° 鑑定人を含む専門家の代表者5名

動産任意競売評議会の委員は、1度だけ再任されうる。

動産任意競売評議会の会長は、評議会の委員により評議会の中から選出される。

同一の手続に従って、同数の補欠委員が選任される。

動産任意競売評議会のもとで政府委員の職務に従事するために、検察官1名が選任される。

動産任意競売評議会の活動資金は、動産任意競売会社および認可鑑定人によって支払われる分担金によって賄われる。この分担金の金額は、提出者の業務に応じて、評議会によって決定される。

L321-22条（2000年7月10日の法律642号22条）

動産任意競売会社、認可鑑定人およびL321-9条1項によって競売を指揮する権限を与えられた者に適用される、法令および職業上の義務に違反する行為はすべて、懲戒処分の原因となる。消滅時効は、違反行為から起算して3年である。

動産任意競売評議会は、理由の付された決定によって判断を下す。動産任意競売会社の法定代表者、認可鑑定人または競売を指揮する権限を与えられた者に対して理由が通知されない場合、これらの者が一件書類を閲覧しうる状態にない場合、および、これらの者が聴聞を受け、または、正式に呼び出されない場合には、いかなる懲戒処分も宣告されることはない。

動産任意競売会社、認可鑑定人および競売を指揮する権限を与えられた者に適用される懲戒処分は、非難される行為の重大性を考慮して、戒告（avertissement）、譴責（blâme）、3年を超えない期間について業務の全部または一部を遂行することの一時的

な禁止、および、当該会社もしくは鑑定人の認可の取消または競売の指揮の確定的な禁止のいずれかである。

動産任意競売評議会の会長は、緊急の場合には、保全的に、1ヶ月を超えない期間について、動産任意競売会社、認可鑑定人または競売を指揮する権限を与えられた者の業務の全部または一部の遂行の一時停止を宣告することができる。ただし、動産任意競売評議会が、3ヶ月を超えない期間について延長を決定することを妨げない。動産任意競売評議会の会長は、評議会に遅滞なくその旨を通知する。

L321-23条 (2000年7月10日の法律642号23条)

動産任意競売評議会およびその会長の決定は、パリ控訴院において不服申立ての対象とすることができる。不服申立ては、急速審理によって判決を下す当該控訴院の院長に対して申し立てることができる。

第2款 ユーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民による動産の任意競売業務のサービスの自由な提供

L321-24条 (2000年7月10日の法律642号24条)

ヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民であって、フランス以外のこれらの国の1つにおいて動産の任意競売業務を恒久的に行う者は、この業務をフランスで一時的に遂行することができる。この業務は、動産任意競売評議会に対して届出がなされた後でなければ遂行することができない。この届出は、フランスで初めて競売を実行する日の3ヶ月前までに行われる。動産任意競売評議会は、競売の実行の1ヶ月前までに、以後の競売についての通知を受ける。動産任意競売評議会は、理由の付された決定によって、これらの競売の1つの開催を禁止することができる。

L321-25条 (2000年7月10日の法律642号25条)

国籍国において動産の任意競売業務を恒久的に行っている者は、フランス語の翻訳を付した、自らが営業を行っている国の言語で書かれている資格、および、必要な場合には自らが属する職業組織の名称を、フランスで利用することができる。

L321-26条 (2000年7月10日の法律642号26条)

ヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民は、動産の任意競売業務を一時的に行うために、動産任意競売評議会に対して、自らがL321-8条に規定する免状、肩書または資格の保有者であること、または、法人の場合には、その会社指揮者、社員または従業員の中に、この条件を満たす者を入れていることを証明しなければならない。

前項の帰属民は、同様に、動産任意競売評議会に対して、国籍国に営業所が存在する証拠、ならびに、職業上および個人的な道徳性を保証する証拠を示さなければならない。

L321-27条（2000年7月10日の法律642号27条）

ヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民は、本節に規定する動産の任意競売業務を規律する規則を遵守する義務を負う。ただし、これらの帰属民が営業を行っている国においてに課せられている相反しない義務を負うことを妨げない。

L321-28条（2000年7月10日の法律642号28条）

ヨーロッパ共同体の加盟国およびヨーロッパ経済圏協定の参加国の帰属民は、本節の規定に違反する場合には、L321-22条の規定に服する。ただし、業務遂行の一時的な禁止および認可の取消しという懲戒処分は、フランスにおいて動産の任意競売業務を遂行することの一時的または確定的な禁止という懲戒処分に置き換えられる。

動産任意競売評議会は、懲戒処分を行う場合には、国籍国の管轄機関に対してその旨を通知する。

第3款 動産任意競売評議会認可鑑定人

L321-29条（2000年7月10日の法律642号31条）

動産任意競売会社、執行吏、公証人および裁判競売吏が利用することができる鑑定人は、動産任意競売評議会による認可を受けることができる。

動産任意競売評議会は、各専門分野における認可鑑定人のリストを作成する。

L321-30条（2000年7月10日の法律642号32条）

認可鑑定人はすべて、複数の専門分野のうちの1つに登録される。専門分野の一覧は、動産任意競売評議会により作成される。

いかなる認可鑑定人も、2つ以上の専門分野に登録することはできない。ただし、2つ以下の従前の専門分野と関連する専門分野についてはこの限りではない。

L321-31条（2000年7月10日の法律642号33条）

認可鑑定人はすべて、その職業上の責任を担保する保険に加入する義務を負う。

認可鑑定人はすべて、その業務に属する事柄について、競売組織者と連帯して責任を負う。

L321-32条（2000年7月10日の法律642号34条）

L321-29条に規定するリストに登録された者はすべて、「動産任意競売評議会認可鑑定人」という名称のもとでなければその資格を利用することができない。

前項の名称には、その専門分野の表示を付さなければならない。

L321-33条（2000年7月10日の法律642号35条）

L321-29条に規定するリストに記載されていないすべての者による、同条に定める名称、または、人々の考えに誤解を生じさせる類似した名称を使用する行為は、刑法典

L433-17条〔称号の不正使用〕に規定する刑罰〔1年以下の拘禁および10万フラン以下の罰金〕に処せられる。

L321-34条（2000年7月10日の法律642号36条）

動産任意競売評議会は、法定無能力、重大な職業上のフォート、名誉、誠実性または良俗に反する行為に対する有罪判決の場合には、鑑定人の認可の取消しを宣言することができる。

L321-35条（2000年7月10日の法律642号37条）

認可鑑定人は、自らが協力する競売において、自らが有する財物を評価し、それを競売にかけ、または、自らの計算で直接または間接に財物の取得者となることができない。

第4款 各種の規定

L321-36条（2000年7月10日の法律642号58条2項および3項）

国有財産法典L68条に定める国に属する動産の競売、および、同法典L69条に規定する条件に従って国有形態で行われる動産の競売はすべて、引き続きこれらの条文に規定する方法に従って行われる。ただし、これらの競売については、同法典L68条、L69条およびL70条の規定の適用除外により、本節に規定する条件に従って、国の計算において、動産任意競売会社が公開かつ競合して行うことができる。

関税法典に属する動産の競売は、同法典に規定する方法に従って行われる。ただし、これらの競売については、関税法典の規定の適用除外により、本節に規定する条件に従って、国の計算において、動産任意競売会社が公開かつ競合して行うことができる。

L321-37条（2000年7月10日の法律642号61条）

民事裁判所のみが、本節に従って設立された動産任意競売会社が当事者となっている競売業務に関する裁判上の訴えを審理する権限を有する。これに反する条項はすべて、書かれていないものとみなされる。ただし、社員は、定款において、その業務に基づいて社員間または会社間で生じる紛争を仲裁人に委ねることに同意することができる。

L321-38条（2000年7月10日の法律642号66条）

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本節の適用条件、とくに、L321-6条に規定する保証制度、L321-7条の第1文に定められた場所において陳列または競売が行われない場合における動産任意競売評議会に対する情報提供の条件、L321-11条に規定する公示に記載されなければならない事項、動産任意競売評議会の組織および運営の方法、ならびに、動産任意競売評議会による鑑定人の認可の条件を決定する。

第2節 その他の競売

L322-1条（1841年6月25日の法律3条）

死後、または、司法機関により行われる商品の単体による競売は、定められた手続に従って、かつ、民事執行手続の改革に関する1991年7月9日の法律650号53条および民事手続法典945条により動産の強制競売を担当する裁判所補助吏によって行われる。

L322-2条（1841年6月25日の法律4条）

裁判上の清算後の商品の売却は、L622-18条以下に従って行われる。

債務者の動産は、裁判競売吏、公証人または執行吏の権限を決定する法令に従って、これらの裁判所補助吏を介さなければ、競売にかけることができない。

L322-3条（1841年6月25日の法律5条）

取引停止後、または、L320-2条に規定するその他の必要な場合における競売は、所有者たる商人による商品の詳細な目録が添付された申請書に基づき、商事裁判所によって事前に許可された範囲内でのみ行うことができる。

商事裁判所は、判決によって、競売の原因である事実を確認する。商事裁判所は、競売が行われる郡・区の場所を指定する。商事裁判所は、同裁判所が重要であると定める落札が集合体によらなければ行われなければならないことを命じることができる。

商事裁判所は、仲立人または裁判競売吏もしくはその他の公署官の中から、競売の開催を担当する者を決定する。

第1項の許可は、その必要性を理由として、少なくとも1年前から競売が行われる予定の郡・区において現実の住所を有している定住商人に対してのみ認められる。

競売が行われる場所の門になされる掲示は、競売を許可した判決を明示する。

L322-4条（1841年6月25日の法律6条）

商品の競売は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められた場合において、その条件および手続に従って、商品の宣誓仲立人を介して行われる

L322-5条（1841年6月25日の法律7条1項および2項）

L320-1条、L320-2条、および、L322-1条ないしL322-7条の規定に対する違法行為はすべて、競売にかけられた商品の没収、および、これに加えて、売主および競売を補佐した公署官に対して連帯して宣告される25000フランの罰金に処せられる。ただし、必要な場合における損害賠償の請求を妨げない。

L320-1条に規定されている禁止を回避することを目的として介在した者はすべて、共犯とみなされ、同一の刑罰に処せられる。

L322-6条（1841年6月25日の法律8条）

売主または公署官が、司法機関によって行われる競売、差押競売、死亡、裁判上の清

算もしくは取引停止の後の競売、または、L320-2条に規定するその他の必要な場合に行われる競売に、競売にかけられる不動産または動産に属しない新しい商品を含める行為は、L322-5条に規定する刑罰に処せられる。

L322-7条 (1841年6月25日の法律10条)

競売吏、公証人および執行吏は、取引仲立人がまったく存在しない場所において、法令によってそれぞれに付与された権利に従って前条の競売を行う。

前項に定める者は、前項の競売について、仲立人に課される手続、条件および料金に服する。

L322-8条 (1858年5月28日の法律1条1項)

デクレによってリストが定められている集合体による商品の任意競売は、商事裁判所の許可なく、宣誓仲立人を介して行うことができる。

L322-9条 (1858年5月28日の法律2条)

商事裁判所が置かれている都市で営業を行う仲立人は、この商事裁判所の管轄区域に属する、仲立人が存在しないすべての場所において、本節が規律する競売を行う資格を有する。

前項の仲立人は、租税一般法典871条および873条の規定に服する。

L322-10条 (1858年5月28日の法律3条)

L322-8条ないしL322-13条が対象とする競売についての仲立人の権利は、各場所について、商工会議所および商事裁判所の意見を聴いた後に、農業・商業・公土木工事担当大臣によって決定される。その権利は、いかなる場合においても、同一の種類の商品について随意売却において認められている権利を超えることができない。

L322-11条 (1858年5月28日の法律5条)

L322-8条の適用により行われる競売に関する異議申立ては、商事裁判所に対して行われる。

L322-12条 (1858年5月28日の法律6条)

L322-8条に規定する競売は、商工会議所および商事裁判所の意見を聴いた後に、このためにとくに許可された場所において行われる。

L322-13条 (1858年5月28日の法律7条)

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、L322-11条およびL322-12条を実行するために必要な措置、とくにL322-12条に定める許可の手続および条件を決定する。

L322-14条 (1861年7月3日の法律1条)

商事裁判所は、死亡または取引停止の後に、および、商事裁判所の評価に服するその他の必要な場合において、あらゆる種類のあらゆる産地の商品の集合体による競売を許可することができる。

前項の許可は、申請に基づいて与えられる。競売にかけられる商品の詳細な目録が添付される。

商事裁判所は、判決によって、競売の原因である事実を確認する。

L322-15条（1861年7月3日の法律2条）

前条によって許可された競売、および、本法典に規定するさまざまな場合において商事裁判所によって許可され、または、命じられるすべての競売は、仲立人を介して行われる。

前項の規定にかかわらず、競売を行うために他の種類の公署官を選任する権限は、裁判所、すなわち、競売を許可または命じる裁判官に属する。この場合において、公署官は、いかなる者であっても、手続、料金および責任に関して仲立人を規律する規定に服する。

L322-16条（1861年7月3日の法律3条）

L322-11条ないしL322-13条の規定は、L322-14条およびL322-15条に定める競売に適用される。

〔対訳表〕

adjudicataire	落札人
adjudication	落札
bien culturel	文化財
bien d'occasion	古物
Chambre des commissaires-priseurs judiciaires	裁判競売吏地方会議所
Chambre nationale des commissaires-priseurs judiciaires	裁判競売吏全国会議所
commissaire-priseur	競売吏
commissaire-priseur judiciaire	裁判競売吏
Conseil des ventes volontaires de meubles aux enchères publiques	動産任意競売評議会
courtage	仲立
courtage aux enchères	競りによる仲立
courtier	仲立人
enchères	競り
enchères publiques	（公開の）競り
enchérisseur	競り人
expert agréé par le Conseil des ventes volontaires	動産任意競売評議会認

de meubles aux enchères publiques	可鑑定人
folle enchère	空競り
maître priseur vendeur de meubles	動産競売士
opération de courtage	仲立行為
opération de courtage aux enchères	競りによる仲立行為
prisee	価格評価
prix d'adjudication	落札価格
prix d'adjudication minimal	最低落札価格
prix de réserve	制限価格
société de ventes volontaires de meubles aux enchères publiques	動産任意競売会社
spécialité	専門分野
vente à cri public	競売
vente aux enchères	競売
vente aux enchères sur Internet	インターネット競売
vente aux enchères publiques	(公開の) 競売
vente forcée	強制競売
vente de gré à gré	随意売却
vente judiciaire	裁判上の競売
vente sur saisie	差押競売
vente volontaire	任意競売

付記

本稿は、2002年度早稲田大学特定課題研究助成費（共同研究）（2002B-002）による研究成果の一部である。